

「マイナンバーカード交付申請出張窓口」を開設 ～1・2月の商業施設等スケジュール～

9 月度以降に国により実施予定のマイナポイント事業など、マイナンバーカードの総合的な活用に備え、商業施設等において、マイナンバーカード交付申請出張窓口（以下、「出張申請窓口」と言う。）を開設します。

1 内容

本事業は、消費増税の影響緩和策として国が実施する「マイナンバーカードによる消費活性化事業」（三木市では「マイナポイント事業」と呼称する。）に係る市民の皆様への参画支援として実施します。

商業施設等では、1～2月にマイナンバーカードの交付申請受付を行います。

公民館では、11～12月にマイナンバーカード交付申請受付を実施済みです。（延べ1,176名の申請を受け付け）2～3月に、マイナポイント事業への参画に必要なマイキーID設定支援等を行います。

2 スケジュール

月日	会場	時間
1月11日(土)	市民活動センター	10:00～16:30
1月18日(土)	コープ志染店	
1月19日(日)	2階 いこいの志染	
1月25日(土)	コープ三木緑が丘店	
1月26日(日)		
2月1日(土)	イオン三木青山店	
2月2日(日)	衣料館 1階	
2月22日(土)	イオン三木店	
2月23日(日)	1階 入口	

3 交付申請窓口を持参いただくもの

① 通知カード

② 本人確認書類 2点

※顔写真付きの本人確認書類がある場合は必ず持参。

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、介護保険証、
福祉医療受給者証、年金手帳など

③ 住基カード（所有者のみ）

4 留意事項

- ・申請・受取は申請者本人が行う必要があります。
- ・申請の受付は、三木市に住民票のある方に限ります。
- ・15歳未満の方は、法定代理人（親権者）の同行及び代理申請が必要です。
- ・顔写真は会場で撮影します。
- ・料金は無料です。

5 マイナンバーカードの受取

- ・申請から約2か月後になります。
- ・出張申請窓口で交付申請された場合、カードは本人限定受取郵便により、ご自宅に届きます。（15歳以上の方のみ）
- ・15歳未満の方については、原則、市役所でのカード受取となります。
- ・申請時に書類不備等があった場合（顔写真付の本人確認書類がなかった場合等）は、市役所でのカード受取となります。

6 マイナポイント事業について

※ 国資料「マイナポイントを活用した消費活性化策について」【抜粋】を添付。

【事業背景】

(1) 国が予定している、一般消費者への消費増税後の反動減対策は以下の3つ

- ① プレミアム付商品券(令和元年10月～令和2年3月)
- ② キャッシュレスポイント還元(令和元年10月～令和2年6月)
- ③ マイナンバーカードを活用した消費活性化(令和2年9月実施予定)

※三木市では③を「マイナポイント事業」と呼称し、市民への参画支援を図る。

(2) 令和元年5月のデジタル手続き法案成立により、今後、行政手続きは原則、オンライン化されていく。国では、その基盤としてマイナンバーカードの普及を加速させるため、保険証としての利用開始、マイナンバーカードを用いたポイント付与など積極的な活用を促進する。市は、これを契機に、市民へのメリットがある間に、参画を支援していく。

【事業概要】

マイナンバーカードを取得した個人が、インターネットを通じてマイキーIDを設定する。マイキーIDを取得し、国の事業に参加する民間キャッシュレス事業者により一定額を入金（チャージ）することにより、国がプレミアム分をマイナポイントとして上乗せする。

マイナポイントは、事業に参加する店舗やオンラインショッピング等で利用可能。マイキーIDの設定は、個人でも手軽に行っていただけるものだが、市民の積極

的な事業参加を促すため、市において市民への手厚いサポートを実施する。

- ※ パソコンからのマイキーIDの初回設定時には、カードリーダーが必要。
- ※ スマートホンの場合、NFC対応のAndroid搭載端末・iOS搭載端末においてマイナンバーカード読み取り対応端末であれば、カードリーダーがなくてもマイキーIDは設定可能（対応端末は順次広がっていく予定）。
- ※ NFCとは、「Near Field Communication」の略称。「近距離無線通信規格」の1つ。数センチ程度の近距離にかざすだけで無線通信が可能（通信料は発生しない。おサイフケータイなどで使用される）。

問い合わせ先 三木市産業振興部商工振興課
電話 0794-82-2000（内線 2231）